



Japan

The government is invited to provide the most accurate and updated information on developments that may have taken place between 2001 and 2008 in implementing measures to protect children from sexual exploitation, as well as to indicate prevailing gaps and challenges where it sees its energy and resources being most urgently required.

(2001年から2008年にみられた、児童の性的搾取からの保護、及び行動とリソースが最も喫緊に必要とされる主な隔たりと課題の指摘のための措置の実施にかかる進展について、政府から正確かつ最新の情報を提供ありたい。)

1. Legal framework, law reform, law enforcement mechanisms and relevant jurisprudence

(法的枠組み、法改正、法執行メカニズム及び関連する法律)

●児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書・第1回政府報告提出

我が国は、2005年1月24日に「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、2005年2月24日に我が国について発効した。そして2008年4月22日、同選択議定書の規定に従い、選択議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員会に提出した。

●児童買春・児童ポルノ禁止法改正(2004年6月)同法改正法案国会提出(2008年6月)

児童買春及び児童ポルノを規制し児童を性的搾取及び性的虐待から守るため、1999年に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律を制定した。2004年には同法を改正して、児童買春や不特定多数人への児童ポルノ提供等の罪の法定刑を引き上げたほか、特定少数者に対する児童ポルノ提供行為を処罰化するなど処罰範囲を拡大した。さらに、児童ポルノの撲滅にはその需要を絶つことが重要であるとの認識から、2008年6月、児童ポルノの単純所持についても犯罪化する法改正案が国会に提出された。

●児童買春および児童ポルノ事件の検挙数(平成20年上半期)

2008年上半期における児童買春および児童ポルノ事件の検挙件数は830件で、2007年同期に比べて139件減少した。児童買春が26.0%減少した一方で、児童ポルノ事件が17.2%増加している。特に、インターネットを利用した児童ポルノ事犯が急増しており、件数で15.6%、人員数で31.3%増加している。

2004年の児童買春・児童ポルノ禁止法改正によって、処罰範囲が拡大したことから、改正法施行以降、特に児童ポルノ事犯の検挙数が急増している。



児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙状況（上半期）

	件数						人員					
	計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
		うち出会い系サイト利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
20年	830	523	284	21	307	111	627	436	255	21	191	105
19年	969	707	357	28	262	96	654	495	311	28	159	80
増減数	▲139	▲184	▲73	▲7	45	15	▲27	▲59	▲56	▲7	32	25
増減率	▲14.3	▲26.0	▲20.4	▲25.0	17.2	15.6	▲4.1	▲11.9	▲18.0	▲25.0	20.1	31.3
18年	1,080	856	365	107	224	97	748	605	277	93	143	76
17年	903	739	299	85	164	68	602	500	229	61	102	68
16年	900	827	371	92	73	33	652	604	270	77	48	23
15年	855	762	326	116	93	55	612	537	254	103	75	50
14年	930	849	400	236	81	64	613	555	249	161	58	46
13年	727	654	133	243	73	55	458	394	73	161	64	46

● 出会い系サイト規制法改正（2008年6月）

2003年6月、「インターネット異性紹介業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（以下「出会い系サイト規制法」）が制定され、同年12月から施行された。同法は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全育成を図ることを目的としている。

本年5月、「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者に対する届出制の導入等、出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護するための措置が強化された。

平成20年上半期の出会い系サイト規制法違反に係る不正誘引事件の検挙件数は159件であった。

● 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（2004年4月（選択議定書締結に向けた改正）、2007年5月）

児童虐待防止法は、保護者が児童の性的虐待や性的搾取を行うことを虐待として定義づけた上で、禁止している。

2004年4月に同法が改正され、児童虐待の定義の見直し、国や地方自治体の責任の明確化、通告義務の拡大、児童の安全確保のための警察への援助要請の義務づけ、虐待を行った親に対する指導、虐待を受けた児童に対して進学・就職の際の支援の規定などが盛り込まれた。また、同年11月に児童福祉法を改正し、児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難事例への対応に重点化・明確化するとともに、市町村には関係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置できるようにするなど、地域の児童相談体制の充実を図った。

2007年5月に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法が成立し、児童の安全確認のための立入調査等の強化、保護者に対する面会通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務等の措置が講じられ、2008年4月に施行された。

●人身取引刑事犯に対する効果的な訴追及び処罰

人身取引事犯については、2005年に刑法を改正して人身取引議定書で犯罪化が要請されているすべての類型につき処罰対象とし、人身取引事犯の訴追、処罰を重ねている。

●平成19年末までの人身取引事犯の検挙状況

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43
フィリピン	12	2		13	40	30	22
インドネシア	4		3		44	14	11
韓国				3	1	1	5
タイ	39	40	21	48	21	3	4
日本							1
中国（台湾）	7	3	12	5	4	10	
ルーマニア					4		
オーストラリア					1		
エストニア					1		
コロンビア	3	6	43	5	1		
ロシア				2			
ラオス				1			
中国		4	2				
カンボジア			2				

●青少年インターネット環境整備法成立（2008年6月）

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が議員立法により制定され、6月18日公布された。

携帯電話・PHS事業者は、18歳未満の青少年に携帯電話・PHSのインターネット接続役務を提供するときは、保護者の申出がない限り、犯罪を誘引するなどのインターネット上の青少年に有害な情報の閲覧を制限するフィルタリングサービスを提供することとなる。また、パソコン製造業者等も、フィルタリングソフトウェアを利用可能にしたパソコン等を販売することとなる。同法は、性犯罪等に関する情報の閲覧機会を少なくするものであり、我が国における児童の性的搾取対策に資するものである。

同法は、平成21年6月までに施行される。

2. Government institutions responsible for coordinating measures and relevant national or regional plans (施策及び関連する国内・地域計画を調整する専門の政府機関)

児童の性的搾取対策に関する施策及び関連する国内・地域計画は、国内各府省庁がそれぞれの所掌に基づいて立案・実施している。

3. Measures adopted to prevent sexual exploitation (性的搾取防止のための措置)

●人身取引対策行動計画

児童を含む人身取引については、我が国は、2004年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、総合的・包括的な人身取引対策を講ずることを目指して、「人身取引対策行動計画」を策定し、関係省庁において、入管法改正や刑法226条2項における人身売買罪創設など、人身取引の予防・取締り・訴追・被害者の保護のため各種の立法や施策を通じて努めてきている。また、我が国は、人身取引対策につき、例えば民間NGOに被害者の一時保護を委託したり、旅行業界に対して児童の性的搾取に加担しないよう通達を行った他、地方入国管理局官署においては、関係機関・団体及び関係省庁へ呼びかけて連絡会議を開催する等様々なレベルで関係団体と協力してきている。また、我が国は定期的に関係NGOと政府関係省庁との意見交換会を開催している。

●人身取引対策啓発活動

2004年以降毎年人身取引対策の啓発用ポスターを作成し、人身取引について意識啓発を図るなど、国民一般及び在留外国人に対して、人身取引根絶に向けた広報を積極的に実施している。2007年度には、28,000枚のポスター及び50,000枚のリーフレットを関係機関、地方公共団体、民間団体及び空港・港湾等、1,000箇所以上に配布した。

●インターネット上における違法・有害情報への対応

インターネット上に児童ポルノを含む違法・有害情報が流通していることを受け、総務省では2005年8月から「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、2006年8月に最終報告書を取りまとめた。同報告書を受け、同年11月には総務省の協力のもと、業界団体においてガイドライン及び契約約款モデル条項が策定されており、総務省はガイドライン等の周知に努めるとともに、それらに基づく自主的対応を支援している。2007年11月からは、違法・有害情報への総合的な対策について検討するため、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催しており、違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり促進プログラム」の2008年中の策定に向けて議論を行っているところ。

●インターネット・ホットラインセンター運用状況

インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）は、2006年6月から、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報、プロバイダやウェブサイトの管理者等へ削除依頼等を行っている。なお、インターネット・ホットラインセンターでは、2007年中に、1,609件の児童ポルノに関する通報を受理している。そのうち、国内サーバに蔵置されていたものについて2007年中は939件を警察に通報し、526件の削除依頼をISP等に行っている。



また、児童ポルノ公然陳列に当たる情報が海外サーバに蔵置されていた場合は、I N H O P E (The International Association of Internet Hotline Providers)加盟国のホットラインに対して通報を行っており、2007年3月から12月までに335件の通報を行った。

● 出会い系サイト対策啓発活動

警察では、児童買春等の犯罪被害の温床となり易い、いわゆる出会い系サイトを利用することの危険性や、2003年に施行された出会い系サイト規制法の内容について、都道府県警察を通じ、全国の中学校にリーフレットを配布するとともに、都道府県警察本部に、出会い系サイトを利用しないよう呼びかけるための広報啓発ビデオを配布した他、中学生・高校生を対象とした犯罪被害防止に関する講演等を実施し、犯罪の被害に遭うことを防止するための啓発を行ったり、保護者・教職員等を対象としたハイテク犯罪被害防止の講話の実施を行った。

● 日本人海外旅行者向け啓発活動

外務省では、海外渡航者に対する啓発活動として、日本人海外旅行者向け海外安全対策に関する冊子を作成し、その中で、児童買春について国外犯処罰規定がある旨明記し、パスポートセンターや旅行会社等に35万部配布するなどして、日本人による外国における児童買春発生防止のための広報を行っている。

● 教育を通じた児童の性的搾取の予防

学校教育においては、発達段階に応じて、児童生徒が性に関する健康問題について、そのリスクを正しく理解し、適切な行動をとれるよう、性に関する指導を行うとともに、学校教育活動全体を通じて道徳性や人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。また、情報化社会に適切に対応できるようにするため、情報モラルについての指導等、情報教育の普及・促進に向けて取り組んでいる。

● 性犯罪者再犯防止指導

法務省矯正局と保護局は、平成17年4月に性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げ、外部有識者等による指導を受けながら、認知行動療法をベースにした処遇プログラムを作成し、平成18年5月の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行と同時に、指定した刑事施設において、再犯リスクの高さに応じ、必要なプログラムを受講させている。

仮釈放を許されて保護観察に付されている者及び刑の執行を猶予され、その間保護観察に付されている者に対して、再犯を防止するため、認知行動療法の理論を基礎とした処遇プログラムを実施している。

4. Measures adopted to protect and assist victims and ensure recovery and reintegration (被害児童の保護・支援と回復・復帰のための措置)

● 刑事手続における被害児童への配慮 (被害児童への情報提供)

検察庁、少年院、保護観察所等が連携して、通知を希望する被害児童やその親族等に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、有罪裁判確定後の加害者や少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害者の処遇状況等について通知しているほか、再被害を防止するため、検察庁において、加害者の釈放予定及び予定時期等についても通知している。

(訴訟手続における支援サービス)

検察庁において、児童を含む犯罪被害者及びその親族等に対し、被害者等通知制度に基づき、希望に応じて、事件の処理結果、公訴事実の要旨、公判期日、公判経過、刑事裁判の結果等の情報を提供している

2007年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者等が刑事裁判に参加する制度が導入されることとされた。同制度は、殺人や強姦、強制わいせつ等の一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を得て、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに、被告人質問等の一定の訴訟活動を自ら直接行う制度であり、同制度を利用するのに年齢による制約はなく、児童である被害者もその法定代理人を通じるなどして同制度を利用することができる。

また、検察官は、被害者を特定できる事項を明らかにすることで被害者の身体若しくは財産に害を加えられるおそれがあるときなど一定の場合には、証拠開示の際に弁護人に対し、被告人その他の者に被害者特定事項を知られないようにするよう求めることができるほか、2007年の刑事訴訟法改正により、裁判所は、わいせつ目的の人身買受け罪など一定の犯罪について、氏名及び住所その他の被害者を特定できる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるようになった。

これらの規定により、証人となる被害者の保護が図られている。

● 児童相談所における被害児童の保護

児童相談所において、被害を受けた児童から相談等があった場合、緊急的な保護を必要とするケースについては、一時保護を実施するとともに、カウンセリング等の心のケアを実施する等、児童の心身の状況に応じた対応を行っている。

● 被害児童のリハビリ支援

警察では、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の被害に遭った児童に対して、被害少年が受けた精神的ダメージを早期に克服して立直ることができるよう、都道府県警察に設置された少年サポートセンターを中心として、少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員等が、必要により部外の専門家や民間ボランティアとも協力しつつ、個々の少年の特性を踏まえ

たきめ細かなカウンセリングや保護者等と連携しての環境調整等による継続的な支援を実施している。

さらに、児童買春に係る被害児童の立直り支援として、被害児童の年齢や状況に応じ、要保護児童等として児童相談所への通告等を行い、立直り支援の措置を講じ、再被害を防止するよう努めている。

また、少年に有害な仕事からの保護については、関係法令を活用した継続的な取締りを行い、危険な業務や性売り物とする営業に従事するなど有害な環境下に置かれた少年の保護活動を行うとともに、これらにより被害に遭った少年に対し、心身のダメージを軽減し、早期立ち直りを図るため、カウンセリングを実施し、児童相談所と協力しながら、再被害を防止するための措置を講じている。

5. Multilateral, regional and bilateral arrangements for the prevention, detection, investigation, prosecution and punishment of those responsible for offences related to sexual exploitation

(性的搾取犯罪の防止、摘発、捜査、訴追、処罰にかかる多国間、地域および二国間の取り決め)

● G8等との協力

2003年、G8司法・内務閣僚会合において、インターネット上の性的搾取から児童を保護するためのG8児童保護戦略が承認されたことを受け、我が国を含めたG8各国は、情報の収集、共有、産業界・NGOとの協力、G8以外の国へのアウトリーチ等に取り組むこととされており、警察では、その一環として、児童の性的搾取に関する国際データベースの創設に向けた検討を行ってきた。2005年9月、同データベースの創設に係る作業が設置主体となるICPOに引き継がれたところであり、今後も同データベース創設に関与していく。また、我が国は、2005年9月、ICPO主催による「第23回児童に対する犯罪専門家会合」(リヨン)に出席し、児童買春、児童ポルノ等について事例研究等を通じて諸外国と情報を共有するとともに、外国捜査機関との情報交換を行い、協力関係を構築している。

● バリ・プロセスに対する貢献

2002年2月、バリにてインドネシア・豪共催による「人の密輸・不正取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」が開催され、アジア大洋州、中東等の38カ国及び関係機関から34の閣僚(我が国からは杉浦外務副大臣(当時))が出席した。同会議のフォローアップ・プロセス(バリ・プロセス:注)として、「国際・地域協力」及び「政策・法整備・法執行」に関する2つのアドホック専門家グループが設置され、我が国は、情報共有部門における調整役として、人の密輸問題に関する情報交換会議を実施するなどしており、2005年6月には、東京において「人身取引撲滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を開催した。また、2005年11月には、バリ・プロセスにおける「児童買春に関する地域戦略セミナー」(タイ・バンコク)へ参加し、児童買春、児童ポルノに対する日本警察の取組みについて紹介するとともに、各国の捜



査機関等と情報交換を行っている。

また、バリ・プロセスにおける各種成果物の情報共有ツールであるバリ・プロセス・ウェブサイトの維持・運営のため、IOM（国際移住機関）に2003年以降毎年1万ドルの拠出を行っている。

（注）バリ・プロセス：密入国人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組みであり、40か国、IOM（国際移住機関）及びUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が参加している。これまで2回の閣僚会議（我が国からはいずれも外務副大臣が参加）、3回の高級実務レベル会合を開催。日本は当初から積極的に関与しており、特に情報共有分野で貢献している。

●「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議」

警察では、2002年から毎年、児童の商業的・性的搾取問題に取り組んでいる東南アジア各国の警察・司法機関及びNGOの代表者等を我が国に招へいして、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議」を開催（2008年10月で7回目）し、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取及び被害児童の保護等を含む取組み状況等について意見交換を行うとともに、セミナーについては一般からも傍聴を募り、関連情報の普及に努めている。

●人間の安全保障基金等を通じた人身取引対策への支援

児童の売買を含む人身取引問題の根本要因として、開発途上国における貧困や経済格差の問題がある。国内に就業の機会がないこと、教育の機会が十分に与えられていないことも、児童の性的搾取・トラフィッキングを助長する要因の一つとなっている。我が国はODAを通じた人間の安全保障の促進により、開発途上国の貧困削減や開発支援への取り組みを積極的に行っている。

ODAの実施に当たっては、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を基本方針としている。我が国は二国間援助に加え、国連に設置した人間の安全保障基金を通じた支援を行い、同基金を通じてラオス、カンボジア、ベトナム等アジア地域を中心とした児童の性的搾取問題、特にトラフィッキング対策に取り組む事業をサポートしており、これまで5案件、合計で約360万米ドルの支援を実施している。また、ユニセフに対する拠出から人身取引対策に資する案件にイヤーマークも行っている。

6. Relevant studies on sale of children, sexual exploitation and child pornography (児童の売買、性的搾取及び児童ポルノに関連する研究事例)

N/A

**7. Monitoring, child impact assessment, independent institutions
モニタリング、児童への影響力のあるアセスメント、独立機構**

N/A

**8. Unaddressed concerns and emerging challenges
(未着手の問題と新たな課題)**

児童の性的搾取問題に関連し、政府報告への過去の最終見解にて、我が国に対し指摘のあった点については、下記のとおり対応している。

● **性交同意年齢の引き上げ**

第2回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解では、性交同意年齢（13歳）を上げる旨勧告されている。この点、1999年に施行された児童買春・児童ポルノ禁止法は、児童買春が児童の権利を侵害し、その心身に有害な影響を与えたとの理解のもと、18歳に満たないすべての児童を対象とする児童買春行為を処罰すると規定している。同法に基づき、児童等に対して対償を供与し、又はその約束をして児童に対して性交等をする行為は、当該児童が13歳以上であって、暴行又は脅迫を用いておらず刑法の強姦罪の要件に該当しない場合でも、適切に処罰することが可能である。

● **強姦罪の定義（法律上の男女間の差異）について**

確かに、刑法177条（強姦罪）、同法178条2項（準強姦罪）、同法178条の2（集団強姦罪）、同法181条2項、3項（強姦致死傷罪）、同法182条（淫行勧誘罪）、同法241条（強盗強姦致死罪）は、犯罪の客体を女子のみに限定している。しかしながら、各犯罪の主体としては男女の区別はない。さらに、各犯罪の客体についても、刑事法学的にこの種の行為は男子が女子に対して行われることが通常であることや、男女両性の体質、構造、機能などの肉体的・生理的差異等を考慮して女子に限定しこれを保護するものであり、単なる区別に過ぎない。なお、男子が性的暴力被害に遭った場合には、犯罪の客体につき男女の限定がなされていない同法176条（強制わいせつ罪）、178条1項（準強制わいせつ罪）、181条1項（強制わいせつ致死傷罪）や、児童買春・児童ポルノ禁止法等の規定に基づき処罰の対象とされている。

● **被害児童の回復支援策へのアクセスへの欠如**

児童買春等の被害に関する専用の電話番号ではないが、全児童相談所において、夜間、休日においても何らかの相談受付体制を整備している。（厚生労働省）

● **援助交際への対策**

警察では、児童買春等の犯罪被害の温床となりやすい出会い系サイトの危険性

に関し、中学生・高校生を対象とした犯罪被害防止に関する講演等を実施する等、児童に対する啓発活動を行っている。また、警察職員に対しては、全国会議等において、児童買春・児童ポルノ禁止法及び児童福祉法の周知を図り、これらの事犯に対する取締りに努めている。

● **児童相談所における被害児童の心理的回復に携わるカウンセラーの増員**

児童相談所において、児童買春等の被害を受けた児童に限らず、心のケアが必要な児童に対して、カウンセリング等を実施する児童心理司について増員が図られている。

● **性犯罪に関連する児童に配慮した調査・捜査のための研修**

警察では、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の取締りに従事する警察官に対し、事件捜査及び児童の保護に必要な知識及び技能の向上を図るための教育、研修を行っているほか、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する少年補導職員等に対しては、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリング技術専科等の教育を実施している。

検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、児童及び女性に対する配慮等をテーマとした講義を実施した。

矯正施設の職員については、矯正研修所及び同支所（全国 8 か所）等の各種研修において、児童虐待、児童買春、児童ポルノ問題を始めとする人権問題に係る研修科目を受講させるなど研修を実施し、議定書の趣旨等についての周知を図っている。

保護観察官に対して、児童（18 歳未満）を含む少年（20 歳未満）の保護や福祉についての学習やトレーニングの機会を設けている。具体的には、その経験年数に応じた各種研修において、児童相談センターにおける講義及び見学、少年の発達心理学のほか、カウンセリング等の心理療法の習得等を含むカリキュラムを実施している。

入国管理局職員については、各種研修プログラムの中で、外部講師（IOM職員等）等による 18 歳未満の児童に対する事案を含む人身取引事案に係る教育のほか、児童の権利に関する条約を含む人権関係条約等の教育を行っている。また、平成 20 年度においては、人権問題に関する知識を広く修得することを目的とした人権研修を実施し、人身取引事案のみならず、DV事案についても取り上げた。